

学会認定集中治療科専門医研修施設

【更新】に関するFAQ

Q 学会認定集中治療科専門医研修施設の新規受付はありますか？

A 学会認定から機構認定に移行した為、学会認定の新規受付は終了しました。

Q 学会認定集中治療科専門医研修施設の更新はいつまで延長になりましたか？

A 学会認定専門医制度が2027年度まで延長となりましたので、学会認定集中治療科専門医研修施設もそれに伴い延長となり、認定期間が2026年9月30日までの施設が更新対象です。
スケジュールにつきましては、下記URLよりご確認ください。

<https://www.isicm.org/certification/sp-schedule.html#shisetsu-koshin>

Q 全ての学会認定集中治療科専門医研修施設が更新手続きをするのでしょうか？

A 研修中の医師がいるなど、更新を希望する施設のみご申請下さい。
また、更新のメリット、デメリットについて、以下のQAをご参照下さい。

Q 更新するメリットを教えてください。

A ①引き続き評議員の更新が可能。
(評議員の選出に影響するため、新たな認定制度「学会認定集中治療施設」※に移行する事が決まりました)
②「学会認定集中治療科専門医研修施設」から「学会認定集中治療施設」※へ新規申請なしで自動で移行できる。

Q 更新しないデメリットを教えてください。

A ① 研修中の医師がいる場合、研修を他の学会認定研修施設で行わなくてはならない。
② 評議員がいる場合、評議員の更新が出来ない。
③「学会認定集中治療施設」※への登録を希望する際改めて「学会認定集中治療施設」※への新規申請が必要となる。

Q 「学会認定集中治療施設」※について教えてください。

A これまでは、集中治療科専門医を育成するための研修体制の視点から、「集中治療科専門医研修施設」として「学会認定研修施設」を認定して参りました。この度、本邦における適切な集中治療提供体制を広く整備すべく、集中治療の提供に係る施設認定制度を定めるものとし、「学会認定集中治療施設」を新たに学会として認定いたします。

お知らせを日本集中治療医学会HP上へ掲載いたしておりますのでご確認ください。

https://www.jsicm.org/certification/pdf/JSICM_Instituion_news241225.pdf

< 1.認定基準について >

Q 「更新」の認定基準について教えてください。

- A① 病院の中央診療部門であること（中央部門とはある特定の診療科に所属せず、臨床各科が集中治療科専門医の下で、利用できる部門の事である）。
- A② 「特定集中治療室管理料1～6」「救命救急入院料2・4」「小児特定集中治療室管理料」のいずれかを有していること。
- A③ 認可ベッド数4床以上を有すること。
- A④ 厚生労働省基準（「申請書」V-i 集中治療室の概要の☑項目）に加えて、次のものを病院内に有すること（CT、血液浄化装置、血液交換など）。
- A⑤ 日本集中治療医学会が認定する集中治療科専門医が1人以上、専従していること。
8床毎に概ね1人の専従医、そのうち1人は専門医であること。
- A⑥ 施設の責任者は原則として専門医であること。
- A⑦ 専門医は集中治療に関する臨床教育の責任者であること。
- A⑧ 専門医教育の研修に価すること。

< 2.申請書について >

Q 「I-ii 責任者証明書類」とは、具体的に何ですか。

A 施設の責任者である事を証明する書類です。人事の辞令や通知などがあたります。

Q 「II 専門医認定証」ですが、更新したばかりでまだ新しい「認定証」が手元に届いておりません。今持っている認定証の添付で大丈夫でしょうか。

A お持ちの認定証の添付で結構です。「更新済」とメモを付けてお送り下さい。

Q 「III 管理証」とは、具体的に何ですか。

A 厚生局が発行した特定集中治療室管理証（管理加算受領証）のコピーです。

Q 「IV-i 病院の概要」の年間症例数などの年間はいつですか。

A 申請月の前月までの1年間です。

Q 年間症例数のカウントについては、救命救急センターを受診した患者数を記載する、という認識で間違いありませんか。

A その認識で間違いありません。

Q 年間症例は、ICUのみでしょうか。

A 救急であれば、ICU、HCU問いません。

Q 年間OP件数は、救命救急センターでの手術件数でしょうか。

A その通りです。

Q 「V-i 集中治療室の概要」のチェック項目は、全て集中治療部内に関する事でしょうか。

A 集中治療部内です。
ただし、自家発電装置は、集中治療室に電源を供給する事が出来れば、集中治療部外にあっても問題ありません。

Q 認可ベッド数とは、許可病床数ですか、それとも届出病床数ですか。

A 届出病床数です。

Q 「VI勤務体制」における集中治療施設責任者は「兼任」でも問題ありませんか。

A 兼任でも問題ありません。

Q 複数の専門医がシフト勤務することで専従の要件を満たしますか？

A 複数の専門医によるシフト勤務を可とします。
ただし、教育責任者となる専門医が必要となります。

Q 複数の専門医によるシフト勤務を、合わせて何時間で専従として可でしょうか。

A 専従の定義として「週4日32時間以上の集中治療室勤務をすることとし、それ以外の時間は定期的であっても集中治療室以外の業務を可とする」としております。
複数の「専門医」による上記時間以上のシフト勤務で専従とみなします。

Q 2名の専門医で専従の条件を満たす場合、「専従医」の欄の「集中治療専門医」は2名と記載するのでしょうか。

A 2名と記載して下さい。

Q 他職種の「24時間常駐の有無」は、集中治療部内でしょうか、院内でもいいですか。

A 集中治療室です。

Q 「VIII-i 勤務表」は、複数の専門医で専従の条件を満たす場合でも、一人一人記入した方がよろしいでしょうか。

A 一人一人個別にご記入下さい。

Q 専従の専門医のみ記入するのでしょうか。

A 専門医以外の専従医も全員ご記入願います。

Q 「VIII-iii 看護師勤務表」に、看護師の名前は必要ですか。

A 個人名は不要です。

Q 「VIII-iii 看護師勤務表」は「VIII-i 勤務表」と違う月で提出しても構いませんか。

A 指定の期間内の月でしたら、異なる月でご提出いただいても構いません。

Q 「IX治療概略」の過去半年間とはいつですか。

A 申請月の前月までの半年です。

Q JIPAD登録施設です。「IX治療概略」を、JIPADの「集中治療専門医研修施設認定新規/更新申請システム」に入力したものを提出してもいいですか。

A 問題ありません。

Q PIM II スコア（小児重症度スコア）の算出方法を教えてください。

A 現在はPIM II スコアよりもPIM III スコアを使用する事が多いようです。
PIM III スコアの算出方法は以下の通りです。

https://www.jsicm.org/certification/pdf/04_PIM3_Calculator_ver_1_20150901.xlsx

< 3.更新審査料の振込について >

Q 適格「請求書」は発行していただけますか。

A 発行を承ります。ご希望の施設は、下記アドレスまでメールにてご依頼ください。
日本集中治療医学会事務局 研修施設申請担当 <kiko_institution@isicm.org>
件名：【請求書依頼】学会認定研修施設更新審査料（施設名）
① 「請求書」の正式なお宛名（ユニット名まで必要かなど）
② 「請求書」の送付方法（「メール添付」または「郵送」。郵送の場合はお送り先ご住所、お宛名）を明記してお送り下さい。

Q 振込控は提出しなくても大丈夫ですか。

A 事務局で入金確認をしておりますので、振込控えの提出は不要です。
ただし、振込名義は「認定番号 + 施設名」にてお願いいたします。

Q 「領収証」（インボイス対応）は発行していただけますか。

A 発行を承ります。ご希望の施設は、下記アドレスまでメールにてご依頼ください。
日本集中治療医学会事務局 研修施設申請担当 <kiko_institution@jsicm.org>
件名：【領収証依頼】学会認定研修施設更新審査料（施設名）
① 「領収証」の正式なお宛名（ユニット名まで必要かなど）
② 「領収証」の送付方法（「メール添付」または「郵送」。郵送の場合はお送り先ご住所、お宛名）を明記してお送り下さい。

< 4.認定について >

Q 認定期間は何年ですか。

A 5年です。

Q 「認定証」は郵送でしょうか。

A 認定開始日前後に、レターパックライトにて郵送となります。

2025/3/7改定